

○早島町中小企業低利融資保証料給付金交付要綱

(平成 10 年 9 月 18 日要綱第 1 号)

改正 平成 17 年 12 月 27 日要綱第 26 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内中小企業者に対する金融の円滑化と企業負担の軽減を図るため、予算の範囲内において保証料の給付を行い、その経営の合理化と安定に資することを目的とする。

(保証料給付金の対象者及び保証料)

第 2 条 保証料給付金の交付対象となる者は、早島町中小企業低利融資規則(昭和 48 年 4 月 26 日制定)に基づき融資を受けた者とし、融資額が 300 万円以内のときにその保証料を交付するものとする。ただし、2 口目以降の融資を受けた場合においても、既融資分残高との和が 300 万円以内のときは、保証料給付の対象とするものとする。

(保証料給付金の交付額)

第 3 条 保証料給付金の交付額は、前条に規定する資金の借入時において岡山県信用保証協会へ支払済みの保証料と同額とする。

(保証料給付金の交付申請)

第 4 条 保証料給付金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、当該融資に係る保証料を支払った日から 6 箇月以内とし、期間経過後の申請については、保証料給付金の交付をしない。

(保証料給付金の交付)

第 5 条 町長は、前条の規定により保証料給付金交付申請書の提出があった場合は当該申請書を審査し、適当であると認めるときは交付の決定をするとともに、当該申請者に対し保証料給付金を交付するものとする。

(保証料給付金の取消し等)

第 6 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、保証料給付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により給付金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。

(2) 保証料給付金の対象となる融資額の一部又は全部を繰上償還したため、保証料の額が減少したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年10月1日以降の融資に係る保証料から適用する。

附 則(平成17年12月27日要綱第26号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日以降の申請に係る保証料から施行する。